

# 米中ロの宇宙政策と国際法上の課題

——ポスト「ロシア・ウクライナ戦争」を考える

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

青木節子

あおき せつこ



長い間、宇宙活動は特殊であり、通信・放送という例外を除いて、政府が顧客としてサービスを購入しなければ産業を維持することはできない、と言われてきた。しかし、2010年代後半以降、宇宙産業はついに真の離陸を実現した。本稿は、現在の米国、中国、ロシアの宇宙政策を概観した後、ロシア・ウクライナ戦争後を念頭に、拡大した宇宙の汎用利用の国際法上の課題を指摘する。

## 世界の状況

### ——創意工夫に富む民間企業の席卷

初の人工衛星打ち上げ(1957年)からの60年間で、約8000機の衛星が打ち上げ

れたとされるが、2020年は約1200機、2021年は約1500機が新たに打ち上げられた。そのうちの1000機近くは、スペース・エクスペローション・テクノロジーズ(SpaceX)社やワンウェブ(OneWeb)社のメガ・コンステレーションプロジェクトによる。SpaceX社のファルコン9ロケットの打ち上げ回数は、2010年6月の初打ち上げから2022年8月半ばまでですでに169回を数えるが、同社だけではない。

例えば、ニュージーランドに自前の射場を建設し、自社製ロケットで衛星打ち上げサービスを提供する米国の新興企業がある。このロケット・ラブ(Rocket Lab)社は、失敗し

た打ち上げも含め、2019～21年に毎年6回ずつ打ち上げを行った。その間、日本は、2回、4回、3回で、インドは6回、2回、2回であった。もちろん打ち上げ回数は、ロケットの能力と直接には関係しないが、それでも、同社の発想、機動力、打ち上げ需要確保の勢いは、民間宇宙活動が花開く新時代の到来を象徴するかのようである。

## 米中ロの宇宙政策

米国、中国、ロシアの公表された宇宙政策や官民協力・官民融合の姿からは、強い宇宙産業が宇宙強国の礎であり、国家安全保障強化の重要な要素であるという確信が見てとれる。

米国の宇宙政策については、紙幅の都合で最小限にとどめる。前政権の宇宙政策をほぼ継承する形で、バイデン政権も、米国の宇宙産業強化のための許認可規制の緩和、より柔軟な民間宇宙サービス調達、地球・月経済圏構築を制する目的での大胆な企業活動支援策等を行う。

中国では、国家发展改革委員会(NDRC)が2014年以降、航空宇宙企業育成に向けた優遇措置を集中的に取っていたこともあり、2019年には初めて民間ロケット企業、星際栄耀(iSpace)社が衛星打ち上げを成功させた。また、国際電気通信連合(ITU)での周波数申請状況から、2020年に中国企業が約1万3000機のメガ・コンステレーションプロジェクトを進めていることが確認されている。中国で2番目に民間ロケットによる衛星打ち上げを成功させた星河動力(Galactic Energy)社は小惑星の希少資源開発も目指している。

中国が2022年1月28日に公表した5回目の宇宙白書も、宇宙産業の強化が国家戦略全体の中でもつ重要性を強調する。先進宇宙技術開発を加速させ、新たな宇宙応用産業を創出することにより、宇宙活動の全分野で世界を先導する宇宙大国となることが可能であるという信念、創造と技術革新が宇宙の一带

一路を完成させるといふ決意が随所に見てとれる。宇宙白書は宇宙の軍事利用について記述する文書ではないが、総合的な国家安全保障向上のために「民間」の宇宙産業力による良循環を作り出すことを重視している点が、個々のプロジェクト構想から見とれる。

ロシアの2030年までの長期的な宇宙開発基本方針(2013年)では、2020年まではセンサーその他の部品は海外調達に頼りつつも宇宙機器輸出の拡大を図り、その後、最終的には世界最大の宇宙機器輸出国となることを目指していた。従来、打ち上げサービスでは世界市場で競争力を維持していたが、加えて、各種の先端衛星輸出も拡大しようとな努めていた。ロシア・ウクライナ戦争により、ロシアのロケットによる打ち上げ機会を失い、活動が遅延する企業や国は少なくない。

### ロシア・ウクライナ戦争が あぶりだした国際法上の課題

2022年2月24日にロシアがウクライナに侵攻して以来、米欧は民間衛星による衛星通信、衛星画像をウクライナ軍に提供している。ウクライナの副首相兼デジタル改革大臣の援助要請に応え、SpaceX社CEOのイーロン・マスク氏が迅速に同社のスターリンク通信衛星受信端末と通信サービスを提供

したことは、ツイッター上の両者のやりとりで世界によく知られている。しかし、初期に提供された5000の受信端末のうち、米国国際開発庁が1330端末をSpaceX社から購入して提供していたこと、当該端末の性能が軍事用途であった可能性があることなどは意外と知られていない。米欧がウクライナ軍に渡している衛星画像も、民間企業の合成開口レーダー(SAR)画像が中心である。

米国は従来、侵略者が明確な場合は、限定中立義務を負うのみで、古典的な中立義務を免除されるため、被侵略側への援助は合法という立場を取る。これは国際法上確立した考えではない。しかし、ロシア・ウクライナ戦争における侵略者は明らかであり、本稿では米欧の中立義務違反の問題は論じない。そうであっても軍事目的に使用された商用衛星が、軍事目標として正当な攻撃対象となることは確立した国際法規である。ロシアは戦力不足から行動に移してはいないが、汎用の商用衛星を攻撃する権利を有している。

日本も今後汎用利用衛星が増加する。また、軍隊のセンサーを日本の民用衛星に備えるホステッド・ペイロード(相乗り)がもたらす問題もある。日本の衛星を守るためにも、衛星への攻撃を禁止・制限する国際ルールづくりが喫緊の課題であろう。